

税務係争・税制改正要望ニュースレター

2025年10月号

印紙税に関する反論書の成功事例

Key Takeaway

- 税務係争が好きな納税者はいません。そのため、私たちは、税の問題をできる限り早く解決することを心がけています。
- 税務調査中に見解の相違が生じた場合は、税務当局に反論書や弁護士意見書を提出して、申告は認で終わるのがベストです。審査請求や税務訴訟で納税者の見解が認められることもあります。それはセカンド・ベストというべきでしょう。
- 今回は、最近の成功事例として、印紙税に関する反論書の事例をご紹介します。

工事請負契約の成立を証する目的で作成されたものではないという主張が認められた事例

納税者が行った取引

ハウスメーカーである納税者は、お客様が安心感・納得感をもって住宅購入を進められるよう、最終的な決断のタイミングである工事請負契約の締結に至るまでに、①実例見学、②インタビュー、③建築プラン設計、④図面完成・契約条件交渉、⑤工事請負契約・着工という段階を踏んで、マイホーム建築に関する認識を綿密にすり合わせていた。

納税者は、上記③の段階で、お客様との間で設計監理契約書を締結しているが、この契約書には、「建物の建築予定」と題する欄が設けられ、工事期間や工事金額が記載されていた。

税務当局の指摘

この契約書は、次の理由から、工事請負契約の仮契約書にも該当する。契約書に「建物の建築予定」と題する欄が設けられ、工事期間や工事金額が記載されているから、契約書の作成時点で、設計監理業務のみならず建築工事業務についても請負契約が成立していた。

契約書と同時にお客様に交付される内容通知書には、「この度は弊社に建築工事ご用命賜り、誠にありがとうございます。」との文言が記載されており、工事請負契約の成立が推認される。

納税者の反論書の概要

この契約書の作成段階において、工事請負契約は、住宅購入プロセスの最終的な目標という位置づけであり、契約当事者としては、その段階で工事請負契約を締結することには全く合理的な理由がない。また、この契約書には工事請負契約の成立に関する記載が存在しないから、同契約の成立を証する目的で作成されたものでないことは明らかである。

なお、内容通知書には税務当局が指摘する文言が記載されているが、「建築工事」との記載は明らかに誤記であり、前後の文脈からしても、設計監理契約を締結いただいたことへの感謝を意図したものといえる。

納税者を防御する盾

印紙税の税務調査では、納税者が貼付漏れを認めたら1.1倍の過怠税で済むのに対し、認めなければ3倍の過怠税が課されるという執行実務があり、納税者に対し貼付漏れを認めさせる方向で圧力がかかっているように感じられる。

もっとも、印紙税が課されるかどうかは、対象とされる契約書の私法上の解釈次第であることが少なくない。税務調査段階で、当該契約書の私法上の解釈を反論書や弁護士意見書できちんと整理することが、納税者を防御するうえで有効であるケースが多い。

税務係争は課税処分から納税者を防御する手段です

税務係争サービスの案内

デロイト トーマツは、税務係争を通じて、課税処分から納税者を防御します

デロイト トーマツには、反論書・弁護士意見書の提出から審査請求・税務訴訟の代理まで包括的にサービスを提供して、課税処分から納税者を防御することにより、税の問題を解決した実績があります。

フェーズ1 反論書

最初のステップは反論書

納税者が、税務調査において、税務当局との見解の相違に直面したときは、納税者の見解とその理由をまとめた反論書を提出するのが、最初のステップとなります。

反論書が有効なケース

例えば、調査官の指摘に対し、①法令・通達だけでなく、判例・裁決も踏まえて反論すべきケース、②調査官による契約書の解釈や事実認定が誤っていると反論すべきケース、③税法以外の法令解釈も必要なケースでは、反論書の提出が有効です。また、④今後想定される指摘に備えて、予め反論書を作成しておくことも考えられます。

反論書サービス

デロイト トーマツは、発注時に頂いた資料から分かる事実関係を前提として、納税者名義の初期的な反論書を、定額報酬でスピーディに提出します。あらゆる日本の税目に対応可能です。調査官との協議や、追加反論書の提出にも、時間報酬で対応します。

フェーズ2 弁護士意見書

税務調査対応の切り札

反論書を提出しても見解の相違が解消されないときは、弁護士意見書が切り札となります。納税者の見解が認められるべき理由を詳細に説明する弁護士意見書を証拠と共に提出して、課税処分を回避できたケースが増えています。

弁護士意見書が有効なケース

特に、①どうしても譲れない重要論点について、単に反論書を提出するだけでなく、調査官と協議して、必要に応じて追加意見書を提出し、何としても是認させたいケース、②認められなければ審査請求や税務訴訟をすることも辞さないケースでは、弁護士意見書の提出が有効です。

弁護士意見書サービス

デロイト トーマツは、弁護士名義の意見書の提出だけでなく、調査官との協議や追加意見書の提出も含め、成功報酬又は時間報酬で包括的に代理して、課税処分の回避に努めます。サービス提供前に、納税者の見解が認められる可能性がどの程度あるかを検討します。

フェーズ3 審査請求

税務におけるスピークアップ

税務当局が課税処分を下したときは、納税者は、審査請求をして、行政庁としての最終判断を求めることができます。審査請求は、税務におけるスピークアップの手段といえます。審判所は、納税者と税務当局の見解をよく聞いた上で、証拠に基づき判断します。

審査請求の流れ

処分通知を受けた日から3カ月以内に審判所に審査請求をする必要があります。審判所では、反論書等のやり取りが、通常3～4回程度行われます。裁決までの期間は、おおむね1年程度です。課税処分を取り消す裁決が下された場合、税務当局は裁判所で争うことはできません。

審査請求サービス

デロイト トーマツは、納税者の審査請求を、成功報酬又は時間報酬で包括的に代理して、課税処分の取消しを目指します。書面の作成、面談への出席、審判官との協議を含め、全ての審査請求手続に対応します。

フェーズ4 税務訴訟

更なるスピークアップの手段

審判所が棄却裁決を下したときは、納税者は、税務訴訟を提起して、司法の判断を求めることができます。税務訴訟は、更なるスピークアップの手段です。裁判所では、誤った税法解釈の是正も可能です。

税務訴訟の流れ

裁決があったことを知った日から6カ月以内に税務訴訟を提起する必要があります。第一審では、準備書面のやり取りが、通常5～6回程度行われます。判決までの期間は、1年半程度です。控訴審では、判決までの期間は、おおむね1年以内です。上告審では、判決までに1年以上かかる場合があります。

税務訴訟サービス

デロイト トーマツは、納税者の税務訴訟を、第一審、控訴審から上告審まで、成功報酬又は時間報酬で包括的に代理して、課税処分の取消しを目指します。書面の作成、弁論期日への出席、証人尋問を含め、全ての訴訟手続に対応します。

税制改正要望は課税ルール自体を変える手段です

税制改正要望サービスの案内

デロイト トーマツは、税制改正要望を通じて、課税ルール自体を変えるサポートをします

デロイト トーマツには、納税者に対し税制改正要望の助言をし、課税ルール自体を変えることにより税の問題を解決した実績があります。

税制改正要望が有効なケース

現行の課税ルールに問題があったとしても、税務当局がその課税ルールに基づいて課税処分を下してしまうと、税の問題を司法的に解決することは容易ではありません。しかし、法令・通達等を改正することにより、問題のある課税ルール自体を変えれば、税の問題を立法的あるいは行政的に解決することができます。このように課税ルール自体を変えることが必要なケースでは、税制改正要望が有効です。

税制改正要望サービス

デロイト トーマツは、納税者に対し、成功報酬又は時間報酬で税制改正要望の助言をし、課税ルール自体を変えるサポートをします。具体的には、現行の課税ルールの問題を精査し、実現可能な法令・通達等の改正案を提案し、そのように改正されるべき根拠を準備して、税制改正要望の実現を強力にバックアップします。



税の問題を解決した実績で選ばれています

税務係争・税制改正要望サービスの実績

デロイト トーマツには、税務係争・税制改正要望を通じて、税の問題を解決した実績があります

デロイト トーマツは、税の問題をできる限り早く解決することを心がけており、受任・関与した多数の案件において、税務係争・税制改正要望を通じて、税の問題を実際に解決しています。税の問題を解決した最近の実績の例は、次のとおりです。

2025	税制改正要望	過大支払利子税制	反論書	印紙税
	弁護士意見書	権利確定主義	反論書	相続税
	反論書	再調査の要件	反論書	課税売上割合
	審査請求	交際費	弁護士意見書	CFC税制
2024	反論書	寄附金	弁護士意見書	重加算税
	税務訴訟	組織再編の行為計算否認	審査請求	青色申告承認取消
	弁護士意見書	CFC税制	審査請求	固定資産税
2023	弁護士意見書	債権貸倒損・譲渡損	弁護士意見書	交際費
	弁護士意見書	組織再編の行為計算否認	弁護士意見書	株式有利発行
	税務訴訟	CFC税制		
2022	弁護士意見書	固定資産税	審査請求	みなし譲渡所得
	審査請求	法人の受贈益	弁護士意見書	みなし譲渡所得
2021	審査請求	組織再編税制		
2020	弁護士意見書	印紙税		

YouTube 講座

税でモメたらどうする

- 最新の裁決をもとに、税のモメ事の顛末を10分で解説
- 裁決を学び、税でモメたらどうすればよいか、一緒に考えてみましょう

講師 DT弁護士法人 北村 豊



お問い合わせ

北村 豊

デロイト トーマツ 税務・法務領域 税務係争リーダー
DT弁護士法人 パートナー
email yutaka.Kitamura@tohmatsu.co.jp

今井 利友

デロイト トーマツ 税理士法人 マネージングディレクター
email tosimai@tohmatsu.co.jp

大和屋 力

DT弁護士法人 カウンセル
email tsutomu.yamatoya@tohmatsu.co.jp

DT弁護士法人

東京事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル
Tel 03-6870-3300 (代)
大阪事務所 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel 06-7711-2540 (代)
email dtlegal@tohmatsu.co.jp
会社概要 www.deloitte.com/jp/dt-legal
税務係争・税制改正要望サービス www.deloitte.com/jp/controversy
所属弁護士会 第一東京弁護士会 (主事務所)

Deloitte. Legal

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスク アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナル サービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバー ファームおよびそれらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバー ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、最先端のプロフェッショナル サービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者がかつた損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>